

改正

令和2年3月9日要綱第2号

令和3年12月9日要綱第29号

令和7年9月3日要綱第44号

令和8年3月2日要綱第35号

奥多摩町地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少及び高齢化が進む奥多摩町（以下「町」という。）において、地域外の人材を積極的に活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、町への定住及び定着を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、奥多摩町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(地域協力活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域資源（観光・特産品等）の発掘及び振興に関すること。
- (2) 農林水産業及び観光等の地域産業の振興に関すること。
- (3) 移住及び定住の促進に関すること。
- (4) 商工業の活性化に関すること。
- (5) 地域行事、コミュニティ活動その他地域おこしの支援に関すること。
- (6) その他地域の活力維持及び地域活性化に関すること。

(隊員の要件)

第3条 隊員は、次に掲げる要件をすべて満たす者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 委嘱を受ける前に町の区域内に住所を定めたことのない者
- (2) 生活の拠点が3大都市圏をはじめとする都市地域等にある者、若しくは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に指定された地域外の地域にある者、又は、町以外の同一地域で隊員として2年以上の活動経験があり、かつ、解嘱から1年以内の者

- (3) 隊員への委嘱の後、町へ生活の拠点を移し、住民票を異動させる者
- (4) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱があり、地域に溶け込む意思があると認められる者
- (5) 第5条で定める任期終了後、町に定住する意思がある者
(隊員の身分)

第4条 隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員とする。
(隊員の任期)

第5条 隊員の任期は、1年とする。ただし、町長が必要があると認めるときは、2年を限度として延長することができる。
(給与等)

第6条 隊員の給与は、奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第2号。以下「給与条例」という。）第30条に基づき別表のとおりとする。

- 2 隊員の給与等の支給方法は、給与条例の支給方法の例による。
- 3 町長は、隊員に給与条例に基づく手当の支給は行わない。ただし、給与条例第14条及び第24条に基づく期末手当並びに給与条例第14条の2及び第24条の2に基づく勤勉手当に限り支給することができる。
- 4 隊員の住居に関する費用について、予算の範囲内で負担することができる。
(勤務時間等)

第7条 隊員の勤務日は、週5日以内とし、その勤務時間は、1日につき7時間45分とする。この場合において、標準的な勤務時間帯は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。

- 2 前項の勤務時間帯については、職務内容により、7時間45分を超えない範囲で変更できるものとする。
(休日及び休暇等)

第8条 隊員の休日、休暇等は、奥多摩町会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第2号）において定めるところによる。
(身分証明書の携行等)

第9条 隊員は、職務を遂行するときは、常に奥多摩町地域おこし協力隊員身分証（様式第1号）を携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
(業務等の報告)

第10条 隊員は、活動の状況について活動日誌（様式第2号）に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の活動日誌を添付の上、毎月10日までに前月分の活動内容を活動報告書（様式第3号）により町長に報告しなければならない。

3 隊員は、当該年度の任期の終期に、任期中の活動内容等をまとめた総括レポートを任意の様式により作成し、町長に提出しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、町長は必要があると認めるときは、隊員に報告を求めることができる。

（服務）

第11条 隊員は、この要綱その他関係法令を遵守し、常に職務を誠実かつ公平に遂行しなければならない。

2 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（隊員の解嘱）

第12条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

（1） 隊員本人から解嘱の願い出があったとき。

（2） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

（3） 隊員に非行のあったとき。

（4） 前3号に掲げる場合を除くほか、隊員としてふさわしくない行為があったとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、隊員に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日要綱第2号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条中奥多摩町地域おこし協力隊設置要綱別表期末手当の項中、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、「400,000円」とあるのは「200,000円」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、「400,000円」とあるのは「350,000円」とする。

附 則（令和3年12月9日要綱第29号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

附 則（令和7年9月3日要綱第44号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月2日要綱第35号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

一般隊員給与月額	166,000円
専門性の高いスキルや知識を有する隊員、交通条件等の悪い地域に従事する隊員給与月額	208,000円